

施策分析シート（令和2年度）

No1

施策名	まちの美化の推進		施策No	08-04	部課名	環境清掃部環境課	
					課長名	木下	内線 481
関連部課名	防災都市づくり部防災街づくり課、道路公園課、建築指導課、健康部生活衛生課、健康推進課						
行政評価	分野	IV	環境先進都市				
事業体系	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				

目的 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導等を行うとともに、まち全体の美化活動を推進し、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		29年度	30年度	元年度	
①	周辺環境の快適さ	3.02	3.06	3.06	お住まいの地域で、生活する上での不快さを感じますか？
②					
③					
④					

標	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
①	発生源別苦情件数（件）	185	127	190	180	120	住民等から寄せられた苦情
②	啓発指導員による指導件数（件）	3,836	3,245	3,512	3,512	2,400	まちの環境美化マナーアップ業務委託実績（30年度より回数増）
③							
④							
⑤							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
	給与関係費	33,365	43,025	9,660	地方税	0	0	0	
	物件費	14,525	15,829	1,304	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	19	915	896	都支支出金	10,099	27,368	17,269	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	17,259	17,259	使用料及び手数料	900	857	▲43	
	減価償却費	214	214	0	その他	1,086	96	▲990	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,085	28,321	16,236	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,829	2,468	639	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲37,867	▲51,389	▲13,522	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	49,952	79,710	29,758	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲37,867	▲51,389	▲13,522	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲37,867	▲51,389	▲13,522	

貸借対照表	勘定科目				流動負債	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
	収入未済	0	0	0	還付未済金	0	0	0	
	不納欠損引当金	0	0	0	特別区債	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0	賞与引当金	1,691	2,250	559	
	有形固定資産	20,097	20,056	▲41	その他の流動負債	0	0	0	
	土地	19,045	19,045	0	固定負債	20,257	20,967	710	
	建物	1,260	1,260	0	特別区債	0	0	0	
	建物減価償却累計額	▲208	▲249	▲41	退職給与引当金	20,257	20,967	710	
	工作物等	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0	
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	負債の部合計	21,948	23,217	1,269	
	無形固定資産	0	0	0	正味財産	▲296	1,026	1,322	
	建設仮勘定	0	0	0	正味財産の部合計	▲296	1,026	1,322	
	その他の固定資産	1,555	4,187	2,632	負債及び正味財産の部合計	21,652	24,243	2,591	
	資産の部合計	21,652	24,243	2,591					

財務諸表に関する特徴的事項等

- 行政費用では、給与関係費や物件費、補助費等の割合が高くなっている。
- 物件費が増加した理由は、PCB廃棄物の処分や測定機器の修繕等を実施したことによるものである。
- 補助費等が増加した理由は、荒川区指定喫煙所設置助成金制度を開始したことによるものである。
- 行政収入のその他として、30年度は喫煙所整備協賛金があったが、元年度は喫煙所内自販機の電気料金のみである。
- その他の固定資産が増加した理由は、喫煙マナー啓発用の電気自動車を購入したことによるものである。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は、いわゆる「典型7公害」と呼ばれ、法により規制されている。なかでも、一般生活から発生する最近の騒音・振動・悪臭問題は、生活に密着した新たな都市・生活型公害として位置付けることができる。これらの公害への対応は、設備更新や建物の改修工事といった大規模な対策が必要な場合もあるため、解決まで時間を要するものも多い。</p> <p>○国民の健康意識の向上や東京都受動喫煙防止条例等の施行、オリンピック・パラリンピックに向けた喫煙対策の認識が高まる中で、喫煙マナーに関する区民の声が多くなっている。</p> <p>○区政世論調査の「今後区に力を入れて欲しい事業」に関する質問の回答では、「騒音・ポイ捨て対策等の良好な生活環境のための施策の充実」が上位に挙げられるようになっている。</p>
課題	<p>○アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体が今後増加していくなか、改正大気汚染防止法で義務付けられるアスベストの使用に関する事前調査及びその調査結果の届出について、事業者等への周知が必要である。</p> <p>○喫煙マナーの向上に関しては、啓発活動の充実とともに、分煙環境の整備を推進するため、閉鎖型を主とした指定喫煙場所の設置が必要であるが、道路法や建築基準法の制限があるため、その場所の確保が大きな課題となっている。</p>
今後の方向性	<p>○都市・生活型公害、マンション建設工事等に起因する苦情については、環境清掃部だけでなく、防災都市づくり部、区民生活部、福祉部、健康部等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の問題があった場合には、近隣区とも連携した取り組みが必要である。</p> <p>○アスベスト対策については、防災都市づくり部と連携して、解体工事の実施情報を共有化していくとともに、現場のパトロールを継続していくことにより、飛散対策に重点を置いた事業者への指導を充実させていく。</p> <p>○指定喫煙場所については、国や都の動向等も注視しつつ、引き続き適地の選定・確保に努めるとともに、他自治体の事例等も参考にしながら、様々な整備方法を検討していく。</p> <p>○ポイ捨て対策等については、「わがまちはわが手で美しく」のスローガンのもと、より多くの区民に美化活動等にご協力いただけるよう、楽しく意欲的に参加できる事業を展開していくとともに、若い世代への情報提供を強化するため、SNSを活用した情報発信も行っていく。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
2年度	3年度	
推進	推進	区民が安心して暮らせる環境を守るため、各部や関係機関と連携を図り、区民の健康と安全の確保に努めることは、基幹自治体である区の責務であり、本施策を推進する。

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		30年度	元年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
まちの環境美化推進事業	07-01-10	27,969	46,645	13,960	34,893	推進	推進	清潔で美しい荒川区をつくるためには、区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、美化活動及び喫煙マナーの啓発活動に取り組むことが重要であるため、今後も推進する。
公害対策費	07-01-11	18,665	31,185	380	1,362	推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を調査し、関係部署とも連携して早急な課題解決を図る必要があるため、推進する。
特殊有害物質処分	07-01-12	3,317	1,880	204	552	継続	継続	PCB特別措置法に基づき、適切に管理し処分を行う事業であるため、継続して実施する。
合 計		49,951	79,710	14,544	36,807			